

第1回日野町議会定例会会議録

平成29年3月27日(第5日)

開会 9時20分

閉会 12時13分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号から議第 26 号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか 25 件）および請願第 12 号から請願第 13 号まで（農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願ほか 1 件）について

[委員長報告・質疑・討論・採決]

- // 2 決議案第 1 号 農業者所得の安定を求める意見書決議について
- // 3 決議案第 2 号 大雪にかかる除雪および災害対策を求める意見書決議について
- // 4 議員派遣について
- // 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第1号から議第26号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか25件）および請願第12号から請願第13号まで（農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願ほか1件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回3月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る3月21日13時55分より、第1、2委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員、執行側より藤澤町長をはじめ関係職員の出席のもと、町長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から、本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後、採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

14時、議第1号、東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更について質疑に入りました。

委員より、広域観光が行政組合の仕事で残るが、パンフレットの作成やスタンプラリーのほかに何かしていたのか。また、今もしているのか。町の観光として、行政組合とどのような連携をしているのか。総務課長より、観光業務については、ふるさと市町村圏の構想に基づき進めることになっていたが、今回、その事業が終わり、観光は続けていく。内容については、2市2町で続けている観光マップや広域観光のスタンプラリーが主になり進めていく。東近江観光振興協議会において、各市町の観光と連携して広域での観光振興の取り組みをしている。今後も2市2町で業務を継続するために規約を変更する。

委員より、観光振興協議会として連携する意味は何か。パンフレットの作成やスタンプラリーのために連携しているのか、それ以外の部分で新しい事業が生まれた

りすることがあるか。企画振興課長より、東近江観光振興協議会では、パンフレットの作成やスタンプラリー以外にも、2市2町で東京や名古屋への観光PRやペンクラブへのアプローチなど、連携してやっている経過がある。これは、各市町単独での取り組みでは知名度が低いことや、スケールメリットが生かせることから、圏域での取組みを行ってきた。

委員より、観光振興協議会は行政組合の中の組織か。総務課長より、東近江行政組合の中で観光振興を図るための事務として実施されている。

14時5分、質疑終了。

次に、議第2号、財産区有財産の譲与について質疑に入りました。

委員より、財産区から自治会に変わるの、何がどう変わるのか。財産区で持っている土地であれば税の関係が出てくるが、認可団体になればそうでないという現実があるのか。認可団体の扱いについて、自治会の関係と財産区の関係で住民が同じである場合があるが、そうでない場合が大多数だと思う。自治会には入っているが、財産の関係はないところもある。そういう出入り口のある自治会は、そういうことは発しないと聞くがどうか。認可団体では、必要のない財産は増やさないという傾向にあるが、この自治会はどうか。税務課長より、固定資産税の部分では、財産区は非課税扱いになっているが、認可地縁団体については非課税扱いにはならない。自治会の財産については、用途によって扱いの手続をしている。地縁団体が持っている財産全てに課税されるものではなく、公的な利用である場合は課税をしていない状況である。大部分については非課税となっているが、全てがそうではない。そのことについては、総務課に説明するようお願いしている。

総務課長より、中之郷財産区の財産を地縁団体である中之郷に譲与するというところで、組織で決議された。大字中之郷が関係する財産区は3つあるが、そのうち財産の所在、管理が大字中之郷1字のみに関係する中之郷財産区について譲与していくことであった。地縁団体大字中之郷が決議されたときの提案説明では、財産区であれば、活用や処分をする場合には、町の議決等の手続等が必要であるが、地縁団体の財産であれば、中之郷のみの意思決定で活用、処分等が行えることになることがメリットと考えられる。また、税務課長が申し上げた固定資産税については、収益事業等にみなされる場合は課税となるが、それも踏まえて決定されたという経過。

委員より、理解した。中之郷財産区はもう財産がないということか。ないのなら解散の手続をとられるのか。とられるのなら、議会議決の手続もとられるのか。総務課長より、今回、提案している財産譲与議案の可決後に移転登記の手続を進められ、移転登記の完了後に財産区を解散されることになる。その時点で、その後の近い町議会で中之郷財産区の廃止に関する条例改正を提案することになる。

委員より、認可地縁団体は既に立ち上げられていて、財産区の財産譲与を受ける

のか、受けようとして同時に立ち上げられるのか、認可地縁団体の状況はどうか。認可地縁団体として譲与を受けようとするすると課税されるが、そのリスクを負っても財産を中之郷が受けようとするが、何か活用を考えておられるのか。総務課長より、中之郷は既に地縁団体になっておられ、具体的な利活用については、総会の資料では提案されていない。

委員より、譲与を受けられる目的は。総務課長より、総会の資料によると、財産区財産については何をするにも町の手続が必要、それがデメリットになる。中之郷としては、身軽に議会等の手続を経なくても活用できることがメリットと考えられて、地縁団体に譲与することを決められた。

委員より、中之郷の財産区は3カ所と言われたが、奥之池地先に県有林に当たるところがあり、4集落名義になっていると思うが、その状況は。総務課主任より、該当する県有林は、市原県有林といい、日野町奥之池と旧永源寺町にまたがる地域、土地は4集落の名義。以前は町が所有していた部分もあるが、認可地縁団体を奥之池、中之郷も持っておられることから、一部地縁団体に返した経過がある。一部町が持っており、全てが地縁団体に返した状況ではない。東近江市側の2集落の土地については、全て地縁団体に返された。

委員より、町が所有している土地については、地元もまとめようとしているので、町からアドバイスしてはどうか。奥之池地先の土地は、東近江市とも絡んでいるので、日野町の土地はできるだけ早く処理した方がいい。

その後、総務課主任より答弁の訂正があり、先の県有林については、一部町が持っていると言った土地については、平成26年8月7日に当該地縁団体に移っており、日野町の土地はないと訂正する。

14時22分、質疑終了。

次に、議第3号、日野町防災センターの設置および管理に関する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、以前備蓄していた量と新たに備蓄量は増えるのか。平和堂、コメリとは支援物資の提携を結んでいるが、今度できるコスモスとは提携を結ぶのか。総務課長より、現在、食料品では、アルファ米とクラッカー、ビスコ等で3,000食分の備蓄がある。今年度予算で購入する分を合わせると、5,900食に増やす予定。29年度も定期的に備蓄をしていく。水の在庫は、現在570リットルで、今年度末で3,180リットルに増やす。現在の防災計画では、備蓄目標数値は決めていない。食料品と水については目標数量を決める形で改定。総務課長補佐より、コスモスについては、4月開店と聞いているが、双方の思いが合意に至れば協定が結べるよう検討。

委員より、毛布、おむつ、生理用品等の備蓄は。総務課長より、現在の備蓄数は、乳幼児用おむつが1,700、生理用品は1,400、毛布は470枚で、28年度末に50枚追加。

高齢者用おむつは、現在、備蓄なし。28年度予算で1,000枚の備蓄をするために発注済み。それ以外には、簡易トイレ等を備蓄。

委員より、条例の第3条では防災センターの機関とあり、第4条では防災センターの施設とあるが、双方防災センターを主語とするのか。防災センターという施設もできるし、同時に防災センターという機関もできるという理解でいいのか。防災にかかわる会議に対するとあるが、住民団体でも防災関連の会議に使用できるのか。総務課長より、第3条では防災センターとして行う事業を掲げ、第4条では防災センターとしての施設利用について定めている。利用については、防災関連機関の会議や集落等の自主防災組織等で研修などのために使用していただく。使用可能な時間帯については、役場開庁時間内とし、休庁日および夜間は考えていない。

委員より、第3条で防災センターは事業を行うとあるので、防災センターという組織機関を置いて事業を行うのか。総務課長より、町の防災行政担当課である総務課が行う。

委員より、条文としては成立しないと思う。総務課長より、町の防災機能強化のために整備した。目的に合うように条例を制定し、防災関連の会議にも利用できるように庁舎本館に防災本部を置き、災害時にそれにかかわる施設として位置づけ、水防倉庫と備蓄倉庫を強化。

委員より、条例は、公民館の取り扱いと同様で読み取りにくい。総務課長より、保健センターやふるさと館の設置条例を参考例として条例案を作成。

委員より、3月30日に竣工式だが、工事の進捗状況は。総務課長より、3月17日までの工期で、建物については完了済み。あとは備蓄品の搬入等を行う。

委員より、防災センターの使用については、一般の使用となるので、使用料等を記載すべき。総務課長より、条例の3条にあるように、防災に関連する団体等の使用を想定しており、使用料の徴収は考えていない。

委員より、徴収しないのであれば、それを記載してはどうか。総務課長より、使用料を徴収しない施設とする。使用料を徴収することについての規定は、条例で定めていない。

委員より、保健センターやふるさと館とは機能と役割が違うので、規則や条例については再考すべき。

14時46分、質疑終了。

次に、議第4号、日野町課制条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、今回、福祉課を福祉保健課と子ども支援課に改めるが、今でも大変な業務と認識している。人員体制の強化は図れるのか。総務課参事より、人員の強化については、最終確定はしていないが、両課の人員強化に努めたい。

委員より、しっかりとした体制をとられるよう要望する。

14時50分、質疑終了。

次に、議第5号、日野町個人情報保護条例および日野町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、質疑終了。

次に、議第6号、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、本会議において、労働条件がよくなるよう努める旨の前向きな回答があったが、それに変わりはないか。今年度末の退職者と新規採用者の人数と男女の内訳。総務課参事より、今年度末の退職者は10名で、男性5名、女性5名。採用者は18名を予定。退職者10名、新規18名であるが、平成28年度途中で2名の退職があった。定数減による労働強化にならないよう注意を払うとともに、時間外勤務についても配慮したい。水曜日をノー残業デーとした取り組みを実施するなどの努力をしている。

委員より、女性の退職が5名というが、中堅の職員の退職が多い。管理職の女性登用していく上で、男性と女性の連携はうまくとれているのか。気づいた点はないのか。町長より、指摘の点は受けとめている。厚生常任委員会でも、議長から、きちんと人材が育つような労働条件をつくるべきと意見があった。働き続けられる環境をつくる必要があると思う。一方では、業務が多種多様化している状況。だからといって人員体制を増やすということにもならず、大変悩ましい。退職による補充ができていない職種もあり、そういう意味では、行政ニーズに応える体制を整備すること、職員が働き続けられるよう、必要なものについては、適正な人員配置の中で人員体制については取り組んでいかねばならないと考える。

委員より、全体で助け合う体制を期待する。

委員より、平成18年度から今年の3月までに定年退職が41名、中途退職が70名あり、女性の中途退職が40名を超えている。管理職に近い職員がやめていく状況がある中で、その原因についても追求すべき。原因の1つとして、業務が中堅職員に集中している現状があるのではと考えるが。副町長より、女性の中途退職は、以前からの課題である。各職場の現状は、各課長が掌握しており、調整するよう話している。一般質問の内容や各部署の問題点などについても、課長会で共通認識を図っている。全てを把握するのは難しいが、課長会を通じて話している。

委員より、全体を認識するのも当然必要だが、まず自課の把握が必要だと考える。今後、できる限りいろいろな面から研究してほしい。

15時10分、質疑終了。

議第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

公民館長の報酬を5万円に上げる根拠は何か。生涯学習課長より、公民館長の職務内容や仕事の実績を整理し、決定した。公民館の一月の平均来館日数や平均業務時間をもとに、他の非常勤特別職の日額報酬5,000円を参考として、5,000円掛ける2分の1掛ける20日間とし、算定した。

委員より、公民館長の報酬アップは理解するが、主事の報酬についてはどうか。生涯学習課参事より、地区雇用の公民館主事に対して、1人300万円を基準として補助している。この基準を上げることは難しいが、補助金の中で平成29年度より組織運営費を増額しているの、その補助金の中で判断していただきたい。

委員より、今後さらに検討いただくことを期待する。

15時20分、質疑終了。

次に、議第8号、日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、質疑終了。

次に、議第25号、平成29年度日野町西山財産区会計予算について質疑に入りました。

質疑なしで、質疑終了。

各案一括で討論に入りました。討論はなく終了し、採決に入り議第1号、東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか8件について採決し、全員起立で可決決定しました。

15時25分、町長の挨拶をいただき、暫時休憩に入りました。ここで、執行部側は退席いただきました。

15時40分再開。

本委員会に付託のありました請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願について、紹介議員の主旨説明を受け、質疑に入りました。

委員より、請願審議は請願理由を審議するのが大前提である。請願理由の中で、請願者の憶測が入っている。これから国会で慎重審議されることを、憶測が入っている請願を審査するのはどうか。答弁として、犯罪行為に着手していないが、計画、相談をただけで罪とされるのが問題。いろいろな観点から問題があり、憶測と言えば憶測になるが、可能性はあるので、国会には出さないでほしい。

委員より、憶測が含まれているのであれば、紹介議員として、請願人に対してその内容等を指導すべきだ。なるならないを憶測で判断するのはどうか。

委員より、請願は法律的なことで、法律の専門家でないと判断できない。結論的には内容が分からない。答弁として、過去3回廃案になった内容と変わらないものが創設されようとしている。犯罪を犯す前でも犯罪になるのが問題。心配されるの

は、戦前の治安維持法があったことで、現に拡大解釈されている現実もあり、反対している。

委員より、反対する団体も多い、日弁連の見解からも難しい問題。一部の弁護士グループは早期制定を呼びかけ、慎重に判断しなければならない。

委員より、一般的な感覚として、罪を犯そうとしている者を取り締まることが何故だめなのか。国家として法整備することも当然。治安維持法についても、戦前とは全然違うと考える。答弁として、犯罪でないことが犯罪と判断されることが危険だと思う。治安維持法は時代が違うと言うが、そうなりかねない心配がある以上、違うと言うのはどうか。

委員より、捜査機関の裁量だけに固守するのではなく、裁判もあり、日本の法律制度は組み立てられていることをもう一度確認すべき。答弁として、テロの防止は現行の法律で対応可能と考える。あえて共謀罪を創設する必要はない。

委員より、現行の法では対応できるものではなく、この法案で完全なものになるのが国の見解。

委員より、専門家が現行の法律では対応できないと言っている。

委員より、一般論としての共謀罪のようにならぬよう慎重な議論を望むが、反対と言い切るだけの根拠はないのではないか。

16時30分、審議終了し、討論に入り、賛成の立場で討論され、ほかに討論なく、採決に入り、請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願について採決に入り、起立少数により、請願第13号は不採択と決しました。

以上で、協議終了。

委員長の責任において委員会報告を行う旨図り、承諾を受け、16時35分、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、平成29年第1回3月定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月22日午前8時55分より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長、執行側から町長、副町長、総務政策主監、上下水道課長、それに杉本下水道担当グループリーダー、総務課長・大西財政担当グループリーダーの出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第14号、平成28年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）ほか3件でありましたが、議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第14号、平成28年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑なく、次に、議第15号、平成28年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

副委員長より、処理場の汚泥の肥料への還元で、鎌掛地区はストックが残っている。畑の作物には悪いとの評判もあるが、成分の分析や説明啓発の現状はどうかとの問いに、答弁として、汚泥の肥料化を行っているが、少し余っている状況である。施肥効果のある窒素、りん、カリウムをなど含んでおり、安心してご利用いただけるよう、周知していきたい。

副委員長より、私たちも地域で説明をしていきたい。雨水排水を誤接続された施工例があると聞いている。地元での調査や維持管理組合長の会議の場などで把握している状況はあるのか。答弁として、誤接続は定期的に調査し、組合長会議でも件数、位置などを報告している。当事者に対する指導もしている。引き続き調査を進めたい。

副委員長より、誤接続の是正は個人負担か、何らかの助成制度はあるのか。答弁として、宅内の工事は施主負担で、補助金はありません。

委員より、処理場の有機肥料は、東桜谷地区は町内でも一番多いほど余っていたが、総集会の機会等に利用を広めている。分析値を個袋に貼付してあり、利用も増えて、最近は不足する状況にある。いつのタイミングで肥料を入手できるのか、スケジュールの周知はどうか。答弁として、協議して早目にお知らせできるよう検討したい。

ほかに質疑なく、次に、議第21号、平成29年度日野町公共下水道事業特別会計予算についてを議題としました。

副委員長より、大きな住宅団地の工事も終わり、個人の経費の関係もあるが、今後の普及対策はどうか。また、水洗化率はどの程度か。答弁として、接続について、新規は年間150件程度。湖南サンライズ、椿台、五月台、曙の各団地で進んでいる。既存の集落では、高齢者世帯などもあり、進んでいない。今後の接続促進の対策については検討していきたい。公共下水道の普及率は76.5パーセント、水洗化率は77.9パーセントである。

委員長より、雨水幹線の今後の計画はどうか。答弁として、当面5カ年の計画で、下流からの整備となる。日田から十禅師の間にある既設の圃場整備による排水路の改修から実施し、その後、町道横町線をトラヤスポーツの間まで整備したいと考えている。その後は、雨水の状況を見ながら施工箇所を決めていきたい。

ほかに質疑なく、次に、議第22号、平成29年度日野町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題としました。

委員より、予算書187ページ、第3条の一時借入金は、予算の規模が2億円に満た

ないのに1億円もあるのはなぜか。次に、199ページの一時借入金利子が10万円となっているが、同年度の公共下水道事業特別会計では、一時借入金を2億円の限度として同利子を10万円としているが、その根拠は何か。また、本会議でもただしたが、200ページの給与費明細書において、職員数1人なのに金額が大きく違う。0.5人と表記すべきではないか。以上3点を聞きたい。答弁として、一時借入金については、突発的な事態に備えたもので、その利子は前年度と同様の金額を計上した。人件費は、今年度は6ヵ月分だが、新年度は1年分とした。

委員より、まったく理解ができない。前例踏襲で何も考えていない。根拠を聞いています。工事請負費は150万円であり、これが払えないときに一時借入金が必要となるのではないか。

ここで、町長より暫時休憩をお願いしたいとの旨の申し出があり、9時30分、暫時休憩としました。

9時44分、審査を再開。

答弁として、上下水道課長より、一時借入金の限度額1億円、一時借入金の利子10万円は昨年同様の計上を行いました。今後の予算編成においては精査を行いたいと思います。

総務課長より、給与費明細書の職員数の表記は、平成28年度は半年分の0.5人分、29年度は1年分で1人を計上しているもので、従来から整数で記載しているものであるが、今後、より分かりやすい表記の方法について勉強していきたい。以上の答弁でありました。

委員より、ディスプレイの補助については、まだまだ普及していないと感じている。南比都佐地区の会議所での設置や公民館で実際に見たりして、魚の頭や鳥の骨でも流せることが分かった。故障も少なく、信頼性も高い。説明会を開催するなど、周知が必要ではないか。答弁として、3年前から助成を開始した。平成27年度と比較すると増加している。装置も安価となり、7万円ぐらいになった。各公民館に設置され、各家庭でも導入が進んでいる。今後も普及に向け、研究を進めたい。

ほかに質疑なく、これで質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成により、当委員会に付託されました議第14号、平成28年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）ほか3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託のありました案件の審査を終了し、9時51分、町長の挨拶をいただき、ここで執行部側の退席があり、暫時休憩としました。

10時10分、会議を再開し、請願第12号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について。これを議題とし、紹介議員の趣旨説明の後、質疑に入りました。

委員より、説明は分かったのですが、何か疑問に思うのは、マイナスになるので

あれば、普通の人間なら農業を続けることをしないのではないかと。よく分かりません。答弁として、米生産費の中に人件費や資材費も含まれているが、それも普通の賃金の8割程度と聞いているが、実際は家族で差っ引いてただ働きで何とかやっておられる。

委員より、実際、家族経営が多く、給料が払えなくても何とか食べることができればということをやっておられる。1万5,400円かかっても1万2,000円弱の売り上げでやれているというところだ。農業者の情熱というか、耕作放棄地を増やしてはいけないという気持ちで地域の農業が下支えされている。若い就農希望者も何人か出てきており、希望を未来につなぎ、せめて人並みの収入が得られるレベルには持っていかななくてははいけないということで、請願の趣旨には賛成したい。

また、委員より、消防団員の中にも農家の方がおられるが、赤字覚悟でやっている方がおられる。若い方が挑もうとされるとき、制度がなくなるのはいかがなものかと思う。

委員より、農業政策の中で競争力を促していく一方で、セーフティネットも必要である。食糧自給や国土保全もそのとおりだと思う。全体的にはそうだと思うが、ピンポイントで戸別所得補償制度の復活という、各論に過ぎるとするか、小沢一郎さんの復活を期するものかとも感じる。意見書にするにしても、もう少し大きく捉えたものにできないか。

議長より、今、言われたように、請願者に理解を求めて、特定施策の復活でなく、総合的な農業施策について、国に対する町議会の意見を出せないか。不採択にしても、意見書を出すということもできるし、意見が分かれたまま採決になってしまうのではないかと。

副委員長より、請願について対応ははっきりしなければならない。議長の言われることは分からなくもない。請願の賛否はとっていただきたい。議会の意見書は、新たに総意でつくろうというのなら、賛成しないわけではない。

議長より、紹介議員になるときは、こういうところはどうかということをお願い人と話しておくべきである。

委員より、山田委員、議長の言われたことはよく分かります。請願者は日野菜農家で、転作だけでなく、畑作もされている。請願趣旨そのものは生かしていかなければならない、これも含めた大きいくくりで、希望を持った農業施策を発信していかななくてはならないと思う。

委員より、現行の経営所得安定対策で10アール当たり7,500円の制度の継続ではだめなのか。半額ではだめなのかどうか。

副委員長より、農業関係の制度は2年ほどでころころ変わる。農業者からの要求は7,500円でも残して下さいというよりは、やはり10アール当たり1万5,000円とい

うのが基本の要求になる。農業を守っていく農業者の要求としては、10アール当たり1万5,000円である。

10時25分、質疑を終了し、討論に入りました。

委員長より、できれば反対討論から発言をお願いします。

議長より、討論の途中ではあるが、中西委員の意見も一理ある。7,500円でもよいともとれないこともない。紹介議員は1万5,000円だろうと言うけれども、そこは紹介議員も分からないのではないのか。平成25年か26年に生産団体から同様の請願がなかったか。

ここで暫時休憩をし、10時34分、再開しましたが、その後の討論なく、採決に入り、全員起立により、採択するものと決しました。

次に、提出されました意見書案について質疑を行いました。

紹介議員の原案について審議し、表題を「農業者所得の安定を求める意見書」に、要求事項を「農業者所得の安定を図る制度を設けること」とし、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣および農林水産大臣とする。

意見書の提出は委員長とし、議長へ提出することと異議なく決しました。

続いて、委員長より、議長からご意見のあった今年の雪害、除雪に関する意見書を求めたいと存じますが、いかがでしょうかとの提案に、全員賛成にて意見書の提出を行うことに決しました。

この件につきましては、委員長と事務局の方で意見書原案を作成し、その後、委員全員に意見を出していただき、取りまとめをすることに決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査を終了し、午前11時5分、委員会を閉会しました。

これで産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 12番、池元法子君。

12番（池元法子君） おはようございます。

それでは、平成29年第1回3月定例会における厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成29年3月21日火曜日、午前8時56分より、委員会室において、執行側より藤澤町長、平尾副町長、池内総務政策主監をはじめ、住民課、福祉課、介護支援課、税務課、上下水道課、総務課の各課担当職員と、厚生常任委員8人全員出席のもとに開催をいたしました。町長、議長挨拶の後、当委員会に付託されました11案件の審査に入りました。

まず、議第9号、日野町早期療育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、平成29年度から新たに保育士を配置するとのことだが、支援の手法等

概要、形態を伺いたいとの質問に、福祉課より、支援を必要とする児童を「くれよん」で療育しているが、「くれよん」への送迎が困難な児童について、保育士、臨床心理士が保育園等に赴き、療育を行うものであるとの答弁がされ、また、委員より、療育に当たる臨床心理士や保育士は、専門的知識を有しているのか。また、広域支援センターから専門的知識を有する保育士等を派遣するシステムはないのかとの質問に、福祉課より、配置している臨床心理士や保育士は、通年で数多くの専門的研修を受講し、専門的知識を積み上げながら個々の状態に対応できる体制をとり、保育所での療育に対応している。2つ目に、広域の支援センターからの派遣というものではない。

委員より、保育所に赴いて療育しようとする児童数は何名か。福祉課長より、対象となる児童は3名を予定している。

他に質疑なく、次に、議第10号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、今回の条例の一部改正は、平成29年度分のみを対象としたものか。介護支援課より、今回の改正は、平成29年度分に対応するための改正であり、平成30年度以降については、別途改正された介護保険法施行令の一部改正により、租税特別措置法の特別控除が適用となり、来年度において、改めて条例の改正を行う予定である。

他に質疑なく、次に、議第12号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑に入りました。

委員より、補正予算の県補助金、財政調整交付金、その他特別調整交付金の概要を伺うとの質問に、住民課より、財政調整交付金は、市町の財政負担能力を考慮し配分される国の交付金を県が受け、保険給付費見込額等により交付される普通調整交付金と保険事業等を考慮し交付されるその他特別調整交付金があり、ジェネリックの使用率等により増額されたものであるとの答弁がされ、また、委員より、国民健康保険財政調整基金繰入金減額の要因は何か。保険財政共同安定化事業拠出金の減額も背景にあるのか。2つ目に、出産育児一時金等繰入金減額の要因を伺う。3つ目に、保険財政共同安定化事業拠出金は市町の負担割ということか。4つ目に、出産育児一時金は、人口減少社会の中で成果が出ていないということなのかとの4つの質問に対して、1つ目の質問に、住民課より、12月補正予算で一般被保険者療養給付、退職被保険者等療養給付費で2,400万円を減額したこと、保険財政共同安定化事業拠出金が約3,920万円減となり、国民健康保険財政調整基金繰入金の繰り戻しができたものです。2つ目に、出産育児一時金の減については、当初予算で1件42万円の30件を見込んでいたが、国保加入者の出産見込みにより、1件42万円の10件分を減額するものです。繰入金は3分の2相当額です。3つ目に、保険財政共同安

定化事業は、医療技術の高度化や医療供給体制の充実により、高額な医療費の発生件数が増加する保険者の財政運営の不安定化を解消するため、国保連合会が運営主体になり共同事業するもので、拠出金は過去3年間の平均により負担割合が決まり、市町の助け合いのもとに拠出するもの。4つ目に、出産育児一時金については、転入等で急に給付が発生するか分からないので、当初予算は30件で見えており、実績見込みにより補正で減額している。例年10件から15件で推移している。

出産育児一時金は、お母さんが国保に加入されている方に給付するため、国保の方の出産は減っている。出生率は以前から少しずつ低下してきている。出生数が急激に減っているということではないとの答弁がありました。

他に質疑なく、次に、議第13号、平成28年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入りました。

委員より、業務管理費の委託料の減額の要因は何かとの質問に、上下水道課より、水道法に基づく水質調査委託料の入札執行による入札差金分の減であるとの答弁がされました。

他の委員より、簡易水道の使用量の中で、グリム冒険の森が占める割合はどの程度かとの質問に、上下水道課より、全体の約40パーセントであるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に議第16号、平成28年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑に入りました。

委員より、居宅介護サービス給付費・計画給付費が増となり、地域密着型介護サービス給付費が減となった要因を伺う。また、居宅介護サービス計画給付費は、どういったものかとの質問に、介護支援課より、平成28年度から定員18名以下の小規模な通所介護は地域密着型通所介護となり、その利用者が増え、12月補正予算で増額補正をしたが、地域密着型通所介護を運営していた町内の1事業所がサービスをやめられ、通常に通所介護に利用が移ったことなどにより、地域密着型介護サービス給付費を減額し、居宅介護サービス給付費を増額したものである。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが居宅において介護サービス利用者のケアプランを策定するための費用に対する給付費との答弁がされ、また、他の委員より、特定入所者介護サービス費の特定介護サービスとはどのようなものか。また、給付費の近年の増減はどのようになっているのかとの質問に、介護支援課より、特定入所者介護サービス費は、ショートステイを含む介護保険施設に、住民税非課税世帯の人が入所された場合に、食費・居住費について、申請により負担限度額を超えた分を軽減する事業のこと。給付費について、平成28年度1月審査分までの支払い額が約6,500万円で、平成27年度の特定入所者介護サービス費の決算額を上回っている状況である。給付費は平成25年度、平成26年度よりも伸びている。また、給付費の増

は、対象者となる件数の増が主な要因であると考えている。

また、別の委員より、一次予防事業費、二次予防事業費とあるが、その概要を伺うとの質問に、介護支援課より、二次予防事業費は、年に一度調査を行い、要介護状態等となるおそれのある高齢者を抽出し、訪問などを行い、実態把握または介護予防事業である通所型介護予防への参加などを呼びかけるもので、一次予防事業は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防支援事業等で、介護予防普及啓発事業では65歳以上の人を対象に地域で行われているおたっしや教室、男性の運動教室、高齢者交流サロンなどの介護予防事業、地域介護予防支援事業ではサポーターなどの養成事業を行っているものです。

また、他の委員より、高齢者交流サロン実施事業補助金に関して、年間30回ないし40回の取り組みをしなければならないと伺っているが、当地区でも実施できればと考えているものの、年30回の実施はハードルが高過ぎる。ハードルを下げることにはできないのか。また、現在取り組んでいるところが何カ所あり、どのような取り組みをしているのかとの質問に、介護支援課より、高齢者交流サロンの補助金事業について、年40回の開催はハードルが高いということで、今年度、初年度と2年目は年間30回以上、その後40回以上を対象に補助するよう改正した。また、回数については、字福社会が実施されるいきいきサロンの回数を含めることは可能であり、地域の身近なところでの居場所づくりを目的としており、現時点では回数を下げることは考えていないが、研究はする。現在、取り組まれているところは5カ所である。地域の集会所などを利用されているところが4カ所で、ほぼ毎週1回実施されているところや字福社会のサロンと組み合わせて実施されているところがある。もう1カ所は地区社協が主体で週2回から3回実施されている。

他に質疑なく、次に、議第17号、平成28年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入りました。

委員より、後期高齢者医療広域連合納付金が112万5,000円増額補正とあるが、その要因は何か。また、後期高齢者医療広域連合における今後の見通しはどうかとの質問に、住民課より、納付金の増額補正は、保険基盤安定分の変更額通知による減額部分と保険料部分での増額見込みにより計上を行ったものである。後期高齢者医療費については、医療技術の高度化等で高騰しているものの、年度当初に想定していた伸び率を下回る見込みとされている。保険料軽減特例措置の見直し等があり配慮が必要と考えている。経営的にほぼ安定しているものと理解しているとの答弁があり、また、委員より、後期高齢者に係る医療費は安定してきたようだが、インフルエンザの影響はあったのか。インフルエンザの予防接種の状況はどうかとの質問に、福祉課より、今年もインフルエンザが流行したが、後期高齢者医療への大きな影響はなかったものと考えている。また、インフルエンザ予防接種の接種率は約50

パーセントとなっているとの答弁がありました。他に質疑なく、次に、当初予算の議第19号、平成29年度日野町国民健康保険特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、溶連球菌について、去年は全国で四百数十件の発生があり、滋賀県内においても4件の発生があり、母子ともに死亡という話も聞いている。日野町において対策は何か講じているのかとの質問に、福祉課より、県から通達等も出されておらず、対策はしていないとの答弁がされました。

また、別の委員より、国民健康保険税が高いとよく聞く。1つ目に、利用者は低所得者層が多く、高齢者が多いと言われるが、国民健康保険への加入状況はどうか。2つ目に、平成29年度の国民健康保険特別会計は、保険料を上げなくても何とか乗り切れるという見込みか。3つ目に、国民健康保険事業における被保険者数の今後の見通しはどうか。4つ目に、結核検診の受診通知が届いたが、これは毎年受診することになるのか、その概要を伺いたいとの質問に、住民課より、1つ目、平成29年1月末における加入者は4,940名、うち65歳以上は2,253名であり、45.6パーセントを占める。2つ目に、平成29年度は前期高齢者交付金の前々年度精算による交付金の増の影響もあり、財政調整基金を取り崩さなくてもよい状況となった。3つ目は、医療費は平成28年8月診療分までは伸びていたが、以後伸びていない状況となっており、29年度は基金繰り入れをすることがなく、予算が組めた状況である。また、平成28年4月末における国民健康保険被保険者数は、5,102名であったものが、1月末では4,940名という状況である。社会保険の加入条件変更等の要因もあり、今後、被保険者数は少しずつ減少していくものと考えている。また、福祉課より、4つ目の結核検診については、65歳以上の方が全て対象者となり、施設入所者等一部を除いて毎年ご案内させていただくことになるとの答弁があり、また別の委員より、システム開発費等補助金の概要と、歳出ではどの事業費に充当されるのかとの質問に、住民課長より、システム開発費については、平成30年度からの新制度への対応のために必要なシステム改修に係るものである。歳出では、一般管理費の委託料の財源となるとの答弁があり、また別の委員より、特定健康診査等事業費における特定健診の受診状況はどうかとの質問に、福祉課より、集団健診で900名を見込んでいたが、596名の受診となり、事業費は減となった。特定健診の受診率は40パーセントから35パーセント程度に落ちている。

また、委員より、特定健診受診率が低下する中で、何か対策は考えているのかとの質問に、福祉課より、有効な対策は考えられていないが、保健師を地域担当制にするなどにより、より地域密着型で保健指導していくことで受診率向上に努めたいとの返答がされ、また別の委員より、賦課徴収費において、国保加入者の未納者の件数はどの程度の割合かとの質問に、税務課より、平成27年度決算では約460名の未納者があり、徴収嘱託員2名を配置し、その対策に当たっている。分割納付等の取

り組みを進めており、平成29年度においても滞納者対策に取り組んでいく。国保は低所得者も多く、収納対策に苦慮しているのが現実である。平成29年2月末現在の収納率は78.07パーセント、滞納繰越は17.11パーセント、全体では68.27パーセント、前年が68.18パーセントと、大きな変動はない。滞納対策については、依然として予断を許さない状況と考えている。

次に、委員より、国保制度の県一本化に当たって、資産割がなくなった場合の影響はどのようなものになるのか。また、新制度への移行のプロセスはどうなるのか。新制度への移行に向けて、プロジェクトチームを組織する等の庁内体制は整えているのかとの質問に、住民課より、県の方針で保険料を3方式に統一とされ、当町では4方式であり、資産割分を所得割分に含め変えていく必要が生じてくる。現状税率は固定資産税額の19.3パーセントとなっている資産割を一気に外すのは困難と考えており、数回に分けて外すこととなり、今後の検討課題である。県としては、資産割を行っている町は、第1段階として5年かけて外すように求められている。新制度へのプロセスは、3月23日に県の国保運営協議会を経て、県の国保運営方針(案)が決定され、その後5月ごろにパブリックコメントに入り、8月ごろに方針を決定していく予定とされている。庁内でのプロジェクトチームを組織する等の体制はとっていないが、県を中心に27年度より国保運営方針等検討協議会を組織し、また、細部は作業部会を設置して検討しているところで、納付金の算定は、28年度所得の確定を受け、8月に試算、11月に納付金等を市町に提示とされている。よって、町が具体的に納付金の算定、被保険者への周知はタイトな日程で進める必要が生じてきている。議員各位においても協力をお願いしたいとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第20号、平成29年度日野町簡易水道特別会計予算についての質疑に入りました。

委員より、業務管理費の需用費の内容を伺うとの質問に、上下水道課より、塩素剤の購入、水中ポンプの修繕費等であるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第23号、平成29年度日野町介護保険特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、一昨年から白寿荘が増床工事に入られ、新しい施設は大部屋からユニット型に変わった。このことによる入所者の推移等の状況はどうか。また、利用料がユニット型になったことで高くなったと思われるが、利用料が要因となって入所を諦めたという人はいるのかとの質問に、介護支援課より、白寿荘は、利用者定員50名であり、少し前に伺ったところでは、100名程度の待機があると伺っている。ユニット型個室になり、利用料が高くなったことで1名の方が退所されたと伺っているとの答弁をされました。

また、議長より、全国的に、施設はあってもそこで働く介護職員が不足している

という現実がある。施設に働く方々の状況も含めて把握していくことが大切だと考えるとの発言に、介護支援課より、待機者数等は伺っているところであるが、各施設の職員体制等につきましても、今後、把握するように努めるとの答弁がされました。

他の委員より、地方債で財政安定化基金から2,749万3,000円の借り入れを見込んでいるが、保険給付費は昨年度と比較すると増額しているもの、また減額しているものがあるが、状況の説明をしてほしい。2つ目に、介護予防サービス等諸費がトータルで減額となっているが、その要因は何か。3つ目に、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費が新年度で新たに計上されているが、どのような事業か。4つ目に、二次予防事業費、一次予防事業費が排除科目となっているが、どこに当てられているのかとの質問に、介護支援課より、平成29年度における保険給付費は、前年度と比較すると約1億4,000万円の増を見込んでいる。主に増額となるサービスについては、白寿荘の増床分等を含む施設介護サービス給付費が7,965万1,000円の増、地域密着型通所介護の利用増により、地域密着型介護サービス給付費で8,330万8,000円の増などを計上している。また、減額については、18人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護となり、地域密着型介護サービス給付費に移行したことにより、居宅介護サービス給付費で3,507万9,000円の減、介護予防サービス給付費で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の新しい総合事業への移行により、2,511万6,000円減などが主なものである。そのほか特定入所者介護サービス費については、白寿荘の増床分なども見込んでおり、増額となっている。2つ目に、介護予防サービス給付費の減となる主な要因は、介護予防サービス給付費に係る介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行するものである。3つ目に、介護予防・生活支援サービス事業費は、現在、要支援1、2の人が利用している介護予防訪問介護、介護予防通所介護が新しい総合事業に移行し実施するサービス事業費が主なもので、介護予防ケアマネジメント事業費は、新しい総合事業で実施する事業の利用者のケアプラン策定に係る事業費である。また、4つ目に、二次予防事業費および一次予防事業費の介護予防事業費については、一般介護予防事業費に移り、65歳以上の人全てを対象とした事業に取り組むものであるとの答弁がされました。

また、別の委員より、1つ目に、地域支援事業の財源内訳はどうか。2つ目に、介護予防・生活支援サービスの指定を受ける事業者のサービスのレベルは一定しているのか。3つ目に、介護認定審査会は、従来どおり広域で行うのか、単独で行うのか。また、認定審査はどのような手順で行われているのかとの質問に、介護支援課より、新しい総合事業の財源内訳は、国・県・町で50パーセントを負担し、残りの28パーセントを40歳から64歳の被保険者の保険料で、22パーセントを65歳以上の

被保険者の保険料が財源となる。また、包括的支援事業および任意事業は、国39パーセント、県と町が19.5パーセントずつで、残りの22パーセントは65歳以上の被保険者の保険料が財源。2つ目に、要支援1、2の人が利用している介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスを提供している現行事業者をそのまま指定する。平成27年3月31日以前からサービスを提供している事業者は「みなし」指定で、平成27年4月1日以降に事業を開始した事業者は、指定申請により町が指定する。3つ目に、介護認定審査会は、近江八幡市、竜王町、日野町で構成する審査会において審査を行う。認定審査に当たっては、町の調査員による調査による調査票、かかりつけ医師の意見書により審査いただき、30日から2ヵ月程度で判定結果を通知するとの答弁がされ、また、委員より、65歳以上の保険料の負担割合は何年かごとに割合が変わっているように思うが、どのようになっているのか。また、要介護認定申請のほか、チェックリストによる審査があると思うが、それはどのように行うのかとの質問に、介護支援課より、保険料については、3年ごとに策定を行う介護保険事業計画で定めている。65歳以上の保険料負担の割合については、第6期では22パーセントであるが、第5期は21パーセントの負担割合であった。負担割合については、40歳から64歳までの人口、また65歳以上の人口の構成により、国で決められている。チェックリストによる審査は、要介護認定申請とは別にチェックリストにより判定するもので、地域包括支援センターの職員が訪問等により実施し、事業対象者と判定された人は、新しい総合事業のサービスを利用することができるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第24号、平成29年度日野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、特別徴収保険料増額の要因を伺うとの問いに、住民課より、県下で75歳を迎えた後期高齢者医療の対象者が増えたことによるもので、28年度所得の確定後決定となり、当初予算では見込みであるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、最後であります議第26号、平成29年度日野町水道事業会計予算の質疑に入りました。

委員より、昨年、水道水の悪臭対策でご苦労いただいた。同じ現象が今年も起こる可能性もあり、近江八幡市や県における対策はどうかとの質問に、上下水道課より、昨年の水道水の悪臭は、琵琶湖の水温上昇と雨不足によるものであったと推測されている。今年の対策としては、県企業庁では臭気除去のための高精度の活性炭利用と早い時期での水質検査を考えていただいているとの答弁に、他の委員より、水道経営が厳しくなると本会議で伺った。収益的収支の支出の原水および浄水費の湖南水道用水費100万円ほど上昇しているが、水道料金の上昇となるのか。また、漏水対策の北山幹線道路布設の水道管改修はどのようなものかとの質問に対し、上

下水道課より、100万円の増は水道使用量の増により見込んだものである。平成29年度には、送水管の調査、昨年度に引き続いて配水池間の送水管の耐震化、北脇地先の水管橋、北畑地先の西明寺加圧ポンプ場の前後の送水管の布設がえを予定しているとの答弁がされ、他に質疑なく、質疑を終了いたしました。

各案一括で討論に入りましたが、討論なく、議第9号、日野町早期療育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件について一括して採決を行い、全員起立で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶の後、11時17分、本委員会を終了いたしました。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、平成29年第1回定例会3月議会の予算特別委員会委員長報告を行います。

3月16日、17日の両日にわたりまして、予算特別委員会を開きました。

3月16日午前8時55分から、議会委員会室におきまして開きました予算特別委員会での付託案件は、議第11号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第3号）、議第18号、平成29年度日野町一般会計予算の2議案でありました。出席委員は全員であり、町執行側に町長、副町長、教育長をはじめ、総務政策主監、教育次長、関係課長、参事、担当職員が出席しました。

まず最初に、議第11号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

一般会計補正予算のうち歳入、議会費、総務費、民生費、衛生費、消防費、公債費などについて、町執行部側より説明を求めた後、質疑に入りました。

総務費に関して、委員より、マイナンバーカードによるコンビニでの税金納付や住民票などの交付はどのくらいか。また、それにより窓口業務などは軽減されたのかの問いに対して、マイナンバーカード交付は2月末現在1,130枚、コンビニでの税納付は、国保税が2,364件、町県民税、軽自動車税、固定資産税では1万2,563件、コンビニでの交付は、住民票が41件、記載事項証明が11件、印鑑登録証明が29件、税務証明が8件である。マイナンバーカードによる事務軽減については、逆に、事務が増えている状況であるとの答えでありました。

委員より、地方創生交付金事業での環境拠点整備はよいことではあるが、取り組む以前に、町の観光振興計画に基づいて行うことが必要ではないのかの問いに対しまして、町の観光振興計画は策定されていない、策定に向けて努力していきたいとの答弁でありました。

そのほか、議会のインターネット配信についてや庁舎別館工事請負契約に関する質問がありました。

民生費に関して、委員より、障がい者作業所整備で国庫補助が中之郷地先にはついていたが、大谷地先にはつかなかったが、その理由はの問いに対して、作業所施設整備は、県内でも要望がかなりあることや、神奈川での障がい者施設での事件を受け、防犯的設備も対象となったことから、予算配分も限定的となった。わたむきの里福祉社会では、中之郷地先の強度行動障がい対応施設を優先されたものである。大谷地先の作業所は農業班であり、現在、施設の一角で対応できるとのことから、29年度で予算に乗れるように進めていくとの答えでありました。

委員より、早期療育事業「くれよん」では、保育士の応募がなかったとの説明ではあるが、その対応はできたのかとの問いに対して、なかなか来てもらえず、現場の努力で対応いただいたと答弁がありました。

委員より、公的介護施設での防犯カメラなど、防犯対策についての問いに対して、町当局は、施設事業者からの要望をもとに、障がい者施設も高齢者施設も国の補助で防犯対策を講じていく流れの中で進められている。既存の施設が対象であり、建設中の白寿荘は対象外であるとの答弁でありました。

そのほか、妊婦健診の受診の問題、福祉バスの安全点検、動物の死骸処理などに関する質問もありました。

午前10時45分、暫時休憩をとり、午前11時に再開し、労働費、農林水産業費、商工費、土木費について、町執行部側より説明を受けた後、質疑に入りました。

労働費では、勤労福祉会館の駐車場確保についての質問がありました。また、農林水産業費に関しては、委員より、農地中間管理事業の取り組みおよび地域協力金の状況についての質問があり、町の答弁として、農地中間管理について、毎年申し込み受け付けは5月から6月の1回ですが、今年は2回の受け付けがあった。1回目は、11人が申し出され、10人が引き受け手とされた。9月から11月の2回目は、72人が申し出され、12人が引き受け手とされました。貸借契約はまだですが、面積は36.7ヘクタールであります。また、集積に係る経営転換協力金、耕作者集積協力金については、今年度はまだ支払ってはおりませんが、75万8,000円を見込んでいくとのことでありました。

委員より、有害鳥獣駆除の捕獲や取り組み状況についての質問があり、答弁として、3月13日現在で、銃器とわなを合わせて、鹿は昨年と同様に300頭を超え302頭、イノシシは昨年の2倍以上で294頭、ニホンザルは計画どおりの87頭。イノシシについては、集落実施の箱わなでの捕獲が増えたためであるとのことでありました。

商工費に関しましては、委員より、商工振興事業の中で、創業支援についての質問があり、町より、平成28年度からの事業補助であり、1名が受けられた。店の改修費用50万円と家賃の2分の1を補助し、不用額は減額としたとの答弁でありました。

土木費に関して、委員より、道路維持補修事業、除雪などの補正予算と今後の見通し、また、主要地方道石原八日市線の除雪対策についての質問がありました。答弁として、今回、建設工業会に除雪で3回出動してもらい、費用として1,000万円補正を行った。また、除雪機械の待機料も入っている。建設工業会22業者に協力を願っているが、機械を持っておられない業者もおられ、労務で協力してもらっているところもある。それらについては、町で機械をリースとするなど、工夫している。また、石原八日市線の除雪については、近年、県の除雪対策の路線に上がっていなかったが、今回、町から連絡し、県で除雪してもらった。除雪対策路線になるよう、県に要望していくとのことでありました。

そのほか、河川の川ざらえの際に、消防の給水管が利用できるくぼみを設置することや、町道大窪内池線の側溝工事についての質問がありました。

教育費ならびに特定財源、繰越明許、地方債について、執行部側より説明を受け、午後12時33分に休憩に入りました。

午後1時55分に委員会を再開し、教育費に関する審査に入りました。

委員より、国の補正予算で、学校施設環境改善交付金がつき、町の課題である認定こども園の整備、小学校給食施設の整備、中学校グラウンド整備ができることは、町の職員の努力によるもので、評価したい。これらは繰越明許となるが、財源内容を伺うとの質問に対して、認定こども園整備は1,818万6,000円のうち、519万1,000円が国費、起債は1,030万円、一般財源269万5,000円であります。小学校給食施設整備は、2億9,860万8,000円であり、国費は2,320万2,000円、起債は3,750万円、一般財源は2億3,790万6,000円となります。中学校グラウンド整備は9,000万円であり、2,019万9,000円が国費、起債は4,000万円、一般財源は2,980万1,000円となります。起債については、補助対象事業費から国費を差し引いた残余分に対して100パーセント充当され、交付税算入は50パーセントとなりますとの説明でありました。

そのほかテニスコートも入れた中学校グラウンド全面改修と環境整備についてや、図書館の利用・返却に係る促進および移動図書館事業などについての質問も出されました。

ほかに質問もなく、質疑を打ち切り、午後2時35分、平成28年度一般会計補正予算（第3号）の審査を終了いたしました。

引き続き、午後2時45分より、議第18号、平成29年度一般会計予算の審査を行いました。

まず最初に、歳入および議会費、総務費、消防費、公債費などについての質疑に入りました。

歳入では、委員より、地方揮発油譲与税や、地方消費税交付金について、前年度比で増額になっていることについての説明を求める質問がありました。

総務費に関しては、委員より、2名の地域おこし協力隊が、任期後、町に定住してもらえようサポートを願いたい。新たに日野産の茶の振興で協力隊を増員されるが、お茶の振興の方向性を伺うとの質問に対して、協力隊の谷口隊員は、農業を中心に行いたいと思っておられるが、それだけでは厳しいので、農業関連についてサポートしていきたい。鶴瀬隊員は、前職のキャリアを生かすとともに、管理栄養士の資格もあり、それに沿ったサポートを行っていきたい。また、住居については、空き家を紹介していきたい。日野のお茶振興について、現状から見れば、任期3年で創業ということは難しい面もある。北山茶の新たな販売ルートを開拓できないか。日野の観光客だけでなく、日野町住民に北山茶を活用してもらおうなど、協力隊と連携してやっていきたい。当然ながら、3年後の自立に向けての町の支援をしていきたいとの答弁でありました。

委員より、日野駅再生プロジェクトの進捗状況と駅舎内のカフェの運営についての質問があり、町の答弁として、平成28年4月から、日野駅利用促進活性化懇話会を7回、小委員会を3回開催してきた。駅本体工事は、揚げ家工事後、基礎を行い、もとの建物におろすまでが1期工事、4月以降、2期工事として外装工事などに入り、9月末完成を目指しています。

コミュニティスペースの活用は、懇話会や若者の声を聞き、交流の場とともに情報発信の拠点として考えていきたい。カフェ運営については、観光協会が行うか、一般社団法人など立ち上げるのか、少し検討が必要であるとのことでありました。

そのほか、食の魅力の発信、観光資源のPRについてや、コミュニティバス、町営バスの運行対策、男女共同参画社会づくり事業のアンケート実施などについての質問もありました。

午後3時27分、暫時休憩をとり、午後3時45分に再開し、民生費、衛生費、それに伴う関係事項についての審査に入りました。

委員より、西大路の学童保育所は、旧JA施設を借用しているが、2階の部屋では窓の柵がなく、危険である。対策を求める。日野地区の学童の用地所得の場所や規模について伺うとの質問があり、答弁として、西大路での学童については、通常1階で対応できると伺っている。長期休暇などの使用で2階を一部使用されると伺っているが、安全性について現場確認し、学童と話をさせていただく。日野地区の学童の新たな用地は、旧郵便局官舎の土地で、学校用地と合わせて650平米の敷地を予定している。建物は280平米で、2クラス確保でき、今後、新たに施設が必要とならないように対応したいとのことでありました。

委員より、早期療育事業「くれよん」やわらべ保育園定数増に伴う保育士の確保はどうかの問いに対して、大変苦勞し、新年度では確保できたとの答弁でありました。

委員より、児童虐待防止対策の対応の取り組みについての質問があり、平成28年度から職員を増員し、対応している。件数は増えているが、しっかりできており、成果だと考えている。保育所、幼稚園、小学校などの現場に出向き、状況を把握しており、低年齢児を一時保護したケースがあったとの回答でありました。

そのほか、障がい者作業所整備、自立支援医療費などについての質問もありました。

衛生費では、予防接種事業の中で、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌ワクチンの接種状況についての質問もありました。

ほかに質問もなく、質疑を打ち切り、午後4時20分に第1日目の審査を終了いたしました。

3月17日、午後2時より、予算特別委員会を開き、昨日に引き続き平成29年度日野町一般会計予算の審査を行いました。出席議員は全員であり、町執行部側は、昨日と同様のメンバーが出席いたしました。

最初に、労働費、農林水産業費、商工費ならびに関係事項について質疑に入りました。

労働費、商工費に関しては、委員より、シルバー人材センターの現状はの問いに対して、年間の売上高は1億円を超えている。技術面での人材育成は、シルバー人材センターが独自に各種教室を実施されているとの回答でありました。

委員より、マウンテンバイクの後継イベントを商工会青年部が検討されているようだが、その状況についての質問に対して、5月の定期総会で事業内容を決めていただければ、補正予算で対応していくとの答弁でありました。

委員より、氏郷を冠する祭を町全体で盛り上げ、観光客を呼び込めるようなイベント企画にしてはどうかとの質問に対して、答弁として、町なかで実施したい思いはあるが、松阪のような歩道なども整備されておらず、広域的な祭りの実施は現在のところ困難である。将来的には、中野城跡や感応館を活用して実施できるよう研究していきたいとのことでありました。

そのほか、氏郷まつりでの出店、テント使用料の軽減についてや、日野曳山祭の国の重要文化財指定ならびに曳山修理補助、企業誘致などに関する質問もありました。

農林水産業費に関しては、委員より、日野菜加工施設の建設状況はどうか、日野菜の生産量はどうか、麦後日野菜栽培にも産地交付金が適用できないかの質問に対して、日野菜加工施設の建設費は、2億4,840万円、国の補助は1億2,420万円、町の補助は8,438万円で、現在、開発許可を受けられ、完成は平成30年3月予定であります。日野菜は約5ヘクタールの生産があるが、集荷量はほぼ前年度並み、加工場建設とあわせ、作付面積収量を倍増させる努力をしていく。麦後の日野菜について

は、交付金はありません。再生協議会で、麦後の日野菜への交付金対応を検討していきたいとの答弁でありました。

委員より、近江米振興対策の日野産みずかがみは、特A認定を受けているのか。農地台帳がインターネットを通じて情報公開されると聞くと、個人情報の流出面で不安があり、中止できないのかとの問いに対して、みずかがみは2年連続特Aを受けた。今年度は日野の生産者の米は含まれていないと聞いている。JAグリーン近江では、みずかがみの振興のために割り増し助成金を出されているが、その中で日野産のみずかがみは軒並み高い評価を受けており、品質の高さが示されている。農地台帳の公表は、国が担い手が利用する農地を5割から8割に集約する戦略を掲げたことにより、農地の貸借などを促進させるために行われたものであり、町の判断で中止はできない。公表内容は、農地の地番、地目、面積、貸借状況であり、所有者情報は公表されないとの答弁でありました。

そのほか、委員より、猿の個体数調査や集落ぐるみの獣害対策ならびに捕獲された有害鳥獣の利活用、景観保全に対する交付金要望などが出されておりました。

ほかに質問もなく、午後3時、暫時休憩をとりました。午後3時15分に再開し、土木費、教育費ならびに関係事項について質疑に入りました。

土木費に関しては、委員より、除雪機械購入補助についての質問があり、答弁として、購入費用の3分の1の10万円を限度とし、トラクターに除雪用アタッチメントの補助を予算化している。このごろでは申し込み要望はないが、予算的に準備している。除雪機械補助の助成については、自治会等に周知していくとのことでありました。

委員より、町営住宅退去時のリフォーム代の負担はどうするのか。また、今年2月の町営住宅の応募状況はどうかの問いに対して、入居時に敷金をいただき、不足分は町が負担している。長い入居者の退去も多くなっており、1件当たり平均70万円弱かかっている。公営住宅の2月の募集は5名、そのうち4名の入居が決まっているとの答えでありました。

そのほか、委員より、町道西大路鎌掛線、町道大窪内池線地籍の調査、都市計画基本図などの更新見直しなどの説明を求める質問も出されました。

引き続き、教育費に関しては、委員より、地域未来塾についての質問があり、平成27年、28年は、チャレンジ教室として募集を行い、20名程度の応募があった。夏休みの宿題を中心に、図書館で教員OBが指導に当たり、学力補充を行ってきた。新年度は、県制度を活用し、同様の取り組みを広く進めようと考えているとの説明でありました。

委員より、外国語指導を小学校3年段階から行う方針についての質問に対して、小学校3年、4年生は、聞く・話すを中心に行い、5年、6年生は読む・書くを中

心に、中学校では、授業全体を英語で行えるところまでつなげていき、外国語になれ親しむところまで進めていく方針であるとの答弁でありました。

委員より、公民館運営事業で、活動補助が19万円増額されたが、その内容についての問いに対して、公民館の事務管理費や人件費の増額要望があり、公民館独自の事業が展開できるよう、各館平均5万円程度補助の上乗せを行ったものであるとの回答でありました。

そのほか、古文書の管理と閲覧などについての質問もありました。

ほかに質問もなく、質疑を打ち切りました。

これより、本委員会に付託されました2つの議案について、討論に移りました。別に討論もなく、一括して採決に移りました。町長提案どおり可決決定することに賛成の委員の起立を求め、その結果、起立全員で議第11号、平成28年度日野町一般会計補正予算(第3号)および議第18号、平成29年度日野町一般会計予算について、原案どおり可決すべきものと決し、午後4時8分に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長(杉浦和人君) 委員長報告の途中でありますけども、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時15分から再開いたします。

—休憩 11時00分—

—再開 11時15分—

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

続いて、諸般の報告を行います。

地域経済対策特別委員長 4番、山田人志君。

4番(山田人志君) それでは、平成29年第1回定例会における地域経済対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月22日午後1時57分から、委員会室にて開催させていただきました。出席者は、議会側は議長と委員全員、執行側が町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席をいただきました。

町長、そして議長の挨拶の後、協議事項の1点目、企業誘致および工場用地開発の現状、2点目、幹線道路関係の現状について関係課から説明を伺った後、質疑に入りましたが、その前に議長から、内池バイパスの工事の事前文化財調査で文化財が発見されたという報告が必要ではないかというご指摘をいただきまして、建設計画課から、土器が出土したので、4月から本調査が実施されるという追加の説明がございました。

質疑に入りまして、委員から、東リの倉庫建設の拡幅場所は北側になるのか。そして、工場が増設され、あるいは大型小売店も立地されて、固定資産税の税收見込みはどうかという質問がありました。これに対しまして、商工観光課からは、東リ

倉庫の拡幅は北側、また、固定資産税は、非木造の300平米以上は県の評価物件となるので、県の通知を受けて税額の把握に努めたいというご答弁でございました。

また、別の委員から、鳥居平地先の向茂組の造成工事に関しまして、場所の正式名称はあるのか、工場誘致見込みはどうか、鳥居平地先へ抜ける道路拡幅の予定があるのかというご質問をいただきまして、商工観光課から、1点目の正式な団地名はなくて、仮称鳥居平工業用地造成と呼んでいるということ。2点目の工場誘致見込みにつきましては、平成30年3月に造成が完了した後、続いて建築工事に取りかかれればありがたいという話であるということ。3点目の道路ですが、307号から東りを抜け、鳥居平新田へのアクセスとなるというご回答でございました。

また、別の委員からは、鳥居平新田へ抜ける道の幅員はという質問があり、商工観光課から、幅員は2車線で6メートルとプラス路肩というご答弁でございました。

副委員長からは、307号から鳥居平新田に入る道路の損傷が激しいが、補修の時期はいつかという点と、西明寺安部居線の改良工事の際に、バス停箇所を雨を避けられるような上屋を建ててほしいという要望があるがどうかということと、もう1つは、町内企業が施設を増設されるにあたって、町内雇用が伸びるのかというご質問をいただきました。企画振興課からは、まずバス停の話で、バス協会の補助金を受けて各地域や集落で設置いただくということが基本で、町で設置する場合は、結節点の停留所ということで、利用がその地域だけに限らないということで判断することになるというご回答でございました。また、商工観光課から、造成工事は307号から橋本倉庫の横を通してダンプカーが出入りしているということで、道路の必要な補修については、道路パトロールを行っているというご答弁であります。また、工場部分等が大きく増設されていて、従業員が募集されると思うんですが、人数が何人かということまでは聞いていないというご答弁でありました。

1点目、2点目の協議事項については、その他意見、質問もなく、次に3点目の定住・移住の促進に関する提言ということで、意見交換に移らせていただきました。

まず、委員からは、企業誘致の箇所で、工業団地を確保し企業誘致を進めるということは、町が現実的にはなかなか難しいが、かといって民間が行うということであっても、日野町では採算性が合わないということで、難しいのではないかと。道路は町が整備するとか半官半民の形でやらない限りは、日野町では採算ベースに合わないというようなご意見をいただきました。

また、人材育成のことに関しまして、合併した市町では比較的容易に人材確保ができるが、そうでない自治体は難しいと今議会でも申し上げたということで、事業・事務のスクラップを検討することは常に申し上げているが、上水道等の現業の管理部門は一定民間委託で行う形にする必要があるというご意見をいただくとともに、人事交流などもこの部分に示してくるほうがよいのではないかとご意見をいた

できました。

また、地域と関わる職員の箇所では、地域の運営組織に入って一緒に考えていくことが必要で、積極的に打ち出せたらいいというご意見でございました。

それに関係して、提言の3に「地域と関わる」体制の整備というところでつけ加えればどうかということで、そういうことにおいて初めて小さな自治体の強みが生かせるのではないかというご意見でございました。

これらに対しまして、私の方からは、工業用地開発は、基本的には民間の誘導をしながらも、行政はそれを応援するということになるかということ、人事交流は民間も含めての人事交流ということを確認した上で、さらには提言3の文言は、流れの中で「地域と関わる」ということが挿入できるか検討してみますというふうにお答えさせていただきました。

そして、さらに私の方から、執行側から、ここは解釈が違いますよということがあれば発言いただきたいというふうに振らせていただきまして、1つは、「世代間の価値観の違いが、地域間の価値観の違いになってしまっている」ということはどういうことかというご質問をいただいたので、私の方から、旧の町なかとか農村集落では少子高齢化が進んでいる一方で、区画整理で開発された場所、団地造成された場所では年齢層が若いなど、住まいの区域ごとに年代層が異なるということが、世代間の価値観の違いが、そのまま地域間の価値観の違いになってるということで説明をさせていただきましたが、もう少し分かりやすい説明を考えるということをお答えさせていただきました。

さらに、「非婚の選択という価値観の変化に対応する教育分野の取り組みとも連携」とはどういう意味なのかというご質問いただきまして、私の方から、非婚の選択要因は、結婚観や家族観の変化など価値観の変化にあるので、学校教育や社会教育で情操教育も取り入れて、連携もあり得るのではないかというふうに説明をさせていただきました。

また、コミュニティビジネスと田舎体験事業の理念、取り組み、手法のイメージが少し分からないというようなご質問をいただきました。さらには、異業種間の交流で、グリーンツーリズム協議会は一般社団法人近江日野ネットワークに改称しているがどうかというご指摘をいただきました。これらに対しまして、私の方からは、現行の田舎体験事業は、教育旅行という理念で、受け入れも行政が依頼する農家民泊であるところが、これをビジネス化しようと思うと、教育旅行という枠組みを外す部分も出てくるし、受け入れ側も旅館業法によるようになって、その中で、教育旅行という当初の理念が薄れてくる可能性があるので、そのプラスマイナスの考慮という意味ですという説明をさせていただきました。

ここで、町長から、この提言はよくまとめられているというふうに感じているが、

議会でまとめられる提言に対して、執行側の職員がどう参加すればいいのかなかなか難しいというご意見をいただきましたので、私の方からは、お聞きしたのは総合計画、総合戦略で記載されている施策の解釈がこれでいいのかということの確認のために聞いたということを補足説明させていただきました。

また、別の委員からは、指摘のあったグリーンツーリズム事業は、もとはその事業で、その中から田舎体験事業が入ってきたのではないのかというふうにご質問がありました。大きく捉えればグリーンツーリズム事業ではないかというご質問がありました。これに対して商工観光課から、グリーンツーリズム協議会は平成16年に発足し、20年6月に発展的に改称して、三方よし近江日野田舎体験協議会という組織に改変、さらに平成27年5月に一般社団法人化をされたので、グリーンツーリズム推進協議会は、現在は存在しないという確認がございました。

また、副委員長から、定住・移住の箇所、弱みの部分というのは、個々に見ていくと、見方によっては強みに見えるのではないかというご意見をいただきました。私の方から弱みを列記することで何を改善していくのかという課題につなげるためにこのような位置づけをしているということでご説明をさせていただきました。

また、別の委員から、国の農業政策で中山間区域では、農業のつながりの中でこのようなことができるということも示してほしい。あるいは、国の農家への補助制度も、大規模農家へのものだけであって、国への改善を要望するとともに、国の施策をそのまま受けるだけでない農業政策を望みたいというご意見をいただきました。

また、別の委員からは、国全体の地方への財源保証的な部分が少し弱いので、地方で財源を生み出すと同時に、国からの財源もなくてはという部分の骨子が要るのではないかというご意見をいただきました。

これらに対しまして、私の方からは、町に対する提言の中で、国への要望、意見ということ余り色濃く入れてしまうと、町への提言が薄くなっても困るので、両方のバランスを考えながら検討して、3月27日の全協で最終確認をさせていただくというふうにお答えさせていただきました。

それから、ここで議長から、全国の町村では、政策も住民サービスも含め地域間競争が叫ばれていて、執行側も議会側も守る姿勢か攻める姿勢かということを考える上で、日野町の土地柄は石橋をたたいて渡るという傾向にあるので、この提言をチーム日野として意見交換をしながらも、どのように施策に肉づけしていったらいいか、完成していくかが大切であるというご意見をいただきました。私の方から、これを受けて、文書を作成して提出するというだけでなく、策定過程でいろいろな問題意識を賛否も含めて感じていただき、気づいてもらうことが重要と思うという私の意見も言わせていただきました。

また、別の委員からは、畑つきの空き家を購入される際は、農地取得の規制を受

けなくして、要件なしといった形に早くしないと効果がないのではないかというご意見をいただき、農林課から、農地法において、面積5反を超えないと農地を取得できない要件があるが、全国的にはその要件を緩和する動きがあつて、当町では、空き家を農地と一緒に取得したいという方に限って、5反の面積を緩和していこうということで検討を行っているというご答弁でございました。

さらに、別の委員から、地域おこし協力隊員の話について、今年からシイタケ栽培に取り組み、農地は持つておられないが、地元が農地を貸してあげている。定住移住される方を受け入れる地域の構えとして、土地を貸してあげようといった柔軟性もある意味必要ではないかという話とともに、地域おこし協力隊は、その活動がうまく実を結ぶと、町が定住移住の促進を進めようとする中で、よい事例となる、生きた経験として話をさせていただくというご意見をいただきました。私の方からも、地域おこし協力隊は、移住して創業するというモデルになるということで、同意させていただきました。

また、別の委員から、子育ての支援には力を入れてもらっていて、準要保護の認定手続も、民生委員の同意がなくなり、所得制限だけで判定され、判定基準も広がった。また、児童1人のバス通学で通学補助もしていただいて、きめ細かい対応をいただいているというような事例報告もいただきました。私の方からは、子育て支援をしやすい環境というのは、子どもが大人になったときにも引き継がれる長期的なインセンティブだと思うというふうにお答えさせていただきました。

そして、副委員長からは、定住してきた人たちと話をすると、中には自分が耕作しにくい田んぼを貸してもらって、耕作が嫌になったという方も現実におられるので、新しく田んぼを耕作してみようという人の芽を摘んでしまうことにもなりかねないように、地域の方との間でコミュニケーションが必要であるというご意見をいただきました。

以上で3点目の協議事項に関する意見交換は終了して、その他に移りまして、副委員長から、仁本木の埋立て地で、果樹園の計画をされていることについて、計画を白紙に戻すということを知ったが、経緯が分かれば教えてほしいというご質問をいただき、住民課から、仁本木区長と所有者が相談されて、今回の件について白紙に戻すということの連絡をもらったということでご答弁いただきました。

以上でほかにご意見、ご質問はなく、委員会を終了し、町長挨拶をいただいた後、15時28分に閉会をさせていただきました。

以上で地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、人口減少対策特別委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 平成29年第1回定例会、人口減少対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月23日午前8時57分より、第1、2委員会室において人口減少対策特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より町長、教育長、副町長をはじめ、関係各課職員のご出席のもと、町長、議長の挨拶をいただきました。

協議事項であります定住・移住の促進対策に関する提言（案）につきましては、本委員会と地域経済対策特別委員会の両委員会で2年間調査研究を行ってきた内容であり、協力して提言として取りまとめることについて、了解をいただき、協議に入りました。

はじめに、定住・移住の促進対策に関する提言（案）については、両特別委員会において合同で協議している関係で、地域経済対策特別委員会での意見や訂正部分、また、共通理解の必要な部分について、提言書作成委員より説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、書式の件について、表紙は日野町議会とするのか、委員会名を書くのか、また、メンバーの構成まで書くのか。議長より、特別委員会を設置したのは、少子高齢化としっかり向き合っていくためである。それは議会で決めた特別委員会であって、議会がまとめ上げたものを提言するということになる。また、議会は先の議会の人が決めて決議されたものでも続くものなので、あえて何期と明示する必要はない。

委員より、拘束力はないが、この提言をどう取り扱うのか。論理的にまとめていて、議会として今後の1つの参考資料になるし、価値がある。これを見たときに総合戦略のことも理解できるようにまとめてはどうか。議長より、議会としては重く受けとめてほしいと提言するが、あくまでも執行権は町長にある。民主主義のルールと執行権のかみ合わせの問題は、「こうするべきだ」とはならない。

委員より、「結婚・出産・子育ての両立環境は、緩やかに改善されているものの、それを上回るスピードで女性の価値観、結婚観が変化していることが少子化の直接的な要因であると考えられます」という部分について、結婚しない、できない理由は、女性だけでなく、今の社会の中で男性も妻子を養えるのかということが一番大きな原因ではないか。結婚、出産したら、女性は仕事をやめなければならないということは、今、余りないのではないか。社会の仕組みが問題だと思う。

また、委員より、キャリアや経済的な利益もなくすデメリットが多いので、女性をピックアップした書き方をしている。格差によって男性側の問題も少なからずあるので、バランスがとれるよう表現を直したい。

委員より、地域運営組織の形成は、かなり大きいイメージであるが、どういう組織を言われているのか。また、地域と関わる職員の部分で、今の職員は地域と個々に関わっているが、ここでの関わり方はどういうものなのか。

委員より、地域運営組織は、自治会単位となると特性が出過ぎるので、小学校区

とイメージしている。地域と関わる職員については、日野町の職員は、従来から地域にそれぞれ関わっているが、そこへ中長期戦略を前提として、中長期戦略の中でどういう役割があってそこにいるのか意識してもらうために書いている。

委員より、広域的なコミュニティというところが大事だが、実践は難しい。自分の地域活動の中に入るのは入りやすいが、他へは入りにくい。姿勢としては大事で、期待もするが、難しいと思う。

委員より、地域運営組織に事例があれば教えてほしい。

委員より、近江八幡市と東近江市がまちづくり協議会、甲賀市は自治振興会、長浜市は地域づくり協議会で大体小学校区単位である。

委員より、旧来の組織で構成された公民館単位は、若い人は入りにくく、移住した人を受け入れるのも難しい。何かいい形でやっていく方向性は大事だと思う。

委員より、公民館は重要な材料だと思う。ただ、現行の運営は、地縁型の運営でつながっているのも1つの壁になるが、企画段階からかかわる公募サポートが、地縁型にプラスとなる材料になるのではないかと考える。

委員より、日野町にもNPOはあるが、数が少ないと聞いている。日野にあるまちづくり協議会は、防災や交通安全であって、他市町とは違う。そういうことをする仕掛けを町と職員がやってほしいということなのかと思う。

委員より、町の職員が中心になるのではなく、中心になっている人を前後左右で見守る仕組みや仕掛けをしてもらえば、大きな目標に向かって流れていくと思う。

委員長より、町の職員の地域と関わる思いを聞かせてほしい。総務政策主監より、町の職員は、生活の場でもそれぞれの地域に入っていき心構えは必要と思っている。地域との関わりは、半分仕事で半分仕事でないという部分もあるが、地域との関わりをうまく持てる職員として育てていただきたいと、自治会長さんにはお願いしている。それ以外では、おのおの職員が地域の中や特定の分野でさまざまな役割を果たしているのではないかと考える。

議長より、議会がまとめて提言していくので、当局と議会に誤解のない文書でなければならない。相互が共通理解してまとめられたものを提言してもらいたい。

委員より、今の意見等を整理する必要もあるが、どういう形で提言するのか。

議長より、今日の委員会の中で出た内容を文章整理し、最終、全員協議会で了承されれば提言することになる。

以上で提言についての意見交換は終了し、その他の事項に入りました。

委員より、近江日野交流移住定住促進事業について、観光客受け入れの整備、まちづくり定期観光の交流、定住移住相談窓口の設置、定住住宅整備の調査、心の交流の玄関の整備・日野駅舎の改修などの現状を教えてください。企画振興課より、移住定住相談窓口は、既に相談員を配置し、設置している。空き地の紹介の関係も、

来年度から制度としてできるように、県の宅建協会と協定を結ぶ方向で進めている。心の交流の玄関整備は、日野駅改修が中心であり、1期目の工事は基礎と地盤改良の完了までとなっており、現在、工事を進めている。

商工観光課より、観光受け入れ整備等では、観光案内看板の新設、新たな観光パンフレットの作成、日野商人館で以前から企業への日野商人の商いの心の講座を開催しているが、これを体系化し、幹部等の研修をふるさと館で開催するためのテキストを作成し、旅行会社等へ訪問している。インバウンドへの対応で、海外の観光客向けの多言語パンフレットを作成。あわせて、日野駅から町中への新たな流れを誘導できるような案内看板を整備している。

建設計画課より、定住地化の検討について、コンサルタント業務を委託している。具体的には、西大路地区市街化区域の未整備区域の整備、日野警部交番の跡地についても宅地化できないか検討している。

委員より、日野駅舎の改修に係る寄附金の返礼品は郵送するのか。企画振興課より、返礼品の対象者は現在370人ほどで、そのうち直接お願いした方については、直接お渡しするのがよいと思っている。直接お渡しした後は、ある程度郵送となる。セレモニー的には、日野高校からいただいたので、3年生は卒業しているが、1番にお渡しした。その後、順次進めている。

また、委員より、大窪地先の空き家の状況を聞きたい。建設計画課より、新しい法律により、所有者の住所など調査ができるようになったので、文書送付や面談等を行った。訪問しても出会えない状況もあり、具体的な話は進んでいないとの答弁がありました。

ほかに質疑、意見なく、閉会に当たり町長より挨拶をいただき、午前10時22分、終了いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願書に賛成する立場で、また、総務常任委員長報告の不採択に反対する立場で討論を行います。

政府は、21日、犯罪を計画段階で処罰する共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆院に提出。実行後の処罰を原則とする日本の刑法体系が大きく変わる可能性が高まったと、新聞各社で1面で報道されました。

政府は、テロ等準備罪という名前で法案提出していますが、ほとんどの新聞で共謀罪法案と報道しています。そもそも「共謀」という言葉の意味は、2人以上の者が合意して悪事などを企むことを指します。共謀罪とは、実際の犯罪行為に着手しておらず、共謀イコール相談、計画しただけで犯罪に問えるものです。

犯罪の実際の行為のみを罰するという刑法の大原則、行為の処罰に真っ向から反するだけでなく、日本国憲法第19条が侵してはならないとする国民の思想や内心を処罰する対象とする違憲立法です。

これまで、共謀罪法案は、国会に3回、2003年、2004年、2005年に提出されてきましたが、反対や懸念の声が高まり、廃案になってきました。ですから、政府は、テロ等準備罪と名前を変えています。名前を変えただけで危険な本質は何も変わっていないのです。

安倍政権が共謀罪法案を必要だという最大の口実にしている国際組織犯罪防止条約、TOC条約をめぐる、条約の起草過程において、日本政府はテロリズムは本条約の対象とすべきでないと言っていたことが明らかになり、共謀罪を正当化する政府の論拠が崩れています。

また、なぜ現代版治安維持法と言われるのでしょうか。戦前の治安維持法は、1つ、国体を変革し、2つ、私有財産を否定する思想を持つ結社や個人を罰することを目的に制定されました。このこと自体、大問題でしたが、最後には、自由主義者や宗教者、戦争そのものに否定的な意見を持つ人々など、時の政府や警察が気に入らない思想、内心を持っている人を根こそぎ弾圧できるものになりました。

共謀罪は、述べてきたように、国民の思想や内心まで取り締まり、自由に物を言えない監視社会をつくるものです。そのことから現代版の治安維持法だと指摘されているのです。戦前の日本は、治安維持法の下で侵略戦争へと突き進みました。皆さん、安倍首相は、一体何のために共謀罪をつくらうとしているのかをしっかりと見定めて下さい。特定機密保護法、安保法制、戦争法も成立し、憲法改正まで狙っています。そう、日本を戦争できる国に進めていくためです。

戦前の天皇制政府は、侵略戦争に反対する国民を徹底的に思想弾圧しました。戦前の反省から、戦後の刑法は、思想信条の自由を保障する日本国憲法のもとで、国民の思想、内心を処罰しないことを原則としています。なのに、この法案を出して

きた目的は、今後、戦争をすることに反対する人たちが、もっと広範に出てくることが見込まれる中で、反対する人たちを取り締まるために共謀罪を使うためなのです。

過去3回、廃案に追い込んだときには、自民党の中にも、戦争はしてはいけないという良識派の国会議員もおられました。それらの方たちは、その後の秘密保護法や安保法制にも反対の意思を表明されています。

考え過ぎだとか、そこまでいくわけないなどと思っておられる方もおられるでしょう。憶測だと言われているが、これは、歴史的な事実の判断です。過去の日本が起こした戦争は、全て自衛の名のもとに、国民は知らず知らずのうちに戦争に突入していったという事実があるのです。議員の皆さん、このことの真意をしっかりと見きわめ、これからも平和な日本、平和な日野町が続くように、日野町議会の良識を示すときではないでしょうか。

以上を訴え、本請願に賛成の立場での討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はありませんか。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、私の方からは、請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願書についての反対討論を行わせていただきます。

まず、前提としまして、今回の内容は国政の場で議論される案件であり、地方議会の場において議論すべき対象とならないものと考えます。

改正案は、つい先日閣議決定された段階であり、これから国会の場で審議がなされる案件であります。また、法的専門性も要求される案件であることから、一地方議会において容易に結論を導くことができるものではなく、以上の理由から、当請願を採択すべきではないと考えます。

ただ、今申し上げた前提を脇に置いて考えた場合におきましても、昨今の日本を取り巻く国際環境を鑑みれば、テロ等準備罪は必要な法案であると考えられます。2月13日、マレーシアで発生した金正男暗殺事件、つい最近では、3月23日にイギリス国会議事堂周辺で発生したテロ事件など、いつどこでこの手のテロが発生するか分からない中、2020年に東京オリンピックを控える我が国で、テロなどの組織的犯罪集団の犯罪を未然に防ぐ仕組みづくりは一層求められます。

当案件は、さまざまな観点から指摘されているようですが、ただ、そのいずれもが政治的なキャンペーンに終始しているように見受けられます。対象は、テロ組織や暴力団、麻薬密売、振り込め詐欺といった組織的犯罪集団に限定されているにもかかわらず、あたかも一般人にまで捜査が及ぶとの喧伝は、やみくもに不安をあおるキャンペーン以外の何物でもありません。

その他、捜査機関の恣意的運用の可能性、現行法で十分対応できるとの意見、現

代版治安維持法である等、そのいずれもが法案本来の目的を無視した一面的な意見のように見受けられます。

では、このような状況を、国民はどのように考えているのでしょうか。最新の世論調査を確認しますと、3月13日に発表されましたNHKの世論調査において、テロ等準備罪を新設する法案が必要だと思うかという問いに対して、「必要だ」が45パーセント、「必要でない」が11パーセント、「どちらとも言えない」32パーセントであり、必要だと考える方がそうでない方を大きく上回る結果となりました。

以上、国民の世論などを踏まえても、テロ等準備罪は必要なものであると思われまますし、それ以前に、そもそも国会の場で議論されるべきものでありますので、本請願の採択に反対をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第1号から議第26号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか25件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第1号から議第26号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか25件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第1号から議第26号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか25件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第12号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第12号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願書について、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案に対する採決をいたします。

請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願書について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 少 数 一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第13号、「共謀罪」創設の反対を求める請願書については、不採択と決しました。

日程第2 決議案1号、農業者所得の安定を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、決議案第1号の提案説明を行います。

農業者所得の安定を求める意見書（案）について。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安い米」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

農業政策においては、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模を拡大した集落営農組織や法人ほど赤字が拡大し経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、主要農産物（米、麦など）の生産を行った販売農業者に対し、生産に要する費用と販売価格の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」が設けられ、多くの稲作農家の再生産と地域農業を支えてきました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、コメについては10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。

この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます困難に直面することは明らかです。

今こそ、欧米では当たり前となっている農業経営を下支えする政策の確立が必要であると考えます。そうした観点から生産費を補う農業制度を確立し国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

よって、日野町議会は政府と国会に対し、次の事項について強く要請します。
記。

1つ、農業者所得の安定を図る制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月27日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

ご採択のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を打ち切りたいと思います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、農業者所得の安定を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、農業者所得の安定を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において政府関係機関に送付いたします。

日程第3 決議案第2号、大雪にかかる除雪および災害対策を求める意見書決議についてを議題とします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、決議案第2号の提案説明を行います。

大雪にかかる除雪および災害対策を求める意見書（案）。

日野町では、平成29年1月14日からの降雪が33年ぶりの大雪となり、交通網の乱れによる大渋滞となりました。特に、東近江市から日野町を南北に縦断し甲賀市に至る日野町で最も交通量が多く、最重要幹線道路である国道307号は日野町内に急勾配の坂が多くあるため大型トラックが立ち往生し、大渋滞となり通行止めの措置が取られました。これにより通勤・通学や流通産業に大きく影響を及ぼしました。

また、大雪による被害として、家屋や会議所仏閣等の、農業施設ではビニールハウス、キノコ栽培施設、鶏舎等の屋根および建物上部の損傷、農作物ではナバナの倒伏などが発生しました。

よって、日野町議会は、安心・安全なまちづくりを推進する立場から、県事業として、今後の国道および県道の冬季の除雪対策により一層万全を期されることと、今年の大雪の被災者に対して支援策を講じられるよう、次の事項について強く要望します。

記。

1つ、国道307号の大谷地先および安部居の滋賀東リカーペット株式会社地先の坂に消雪装置の設置。

2つ、主要地方道石原八日市線の除雪の実施。

3つ、主要地方道石原八日市線の狭隘区間の早期改良。

4つ、被災者向けの支援対策の実施。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月27日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

提出先は、滋賀県知事、滋賀県議会議長であります。

よろしく願いを申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、大雪にかかる除雪および災害対策を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第2号、大雪にかかる除雪および災害対策を求める意見書決議については、原案可決と決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において滋賀県関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および急を要する場合には、議長が決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたします。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会および人口減少対策特別委員会ならびに地域経済対策特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求めておられますので、これを許可いたします。町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと、このように言われますけれども、春の装いを感じる季節になってまいりました。今日は少し寒く、花冷えというような感じもいたすところ

でございます。

また、春の風物詩とも言われる甲子園では、熱戦が繰り広げられておりまして、滋賀学園が健闘をされております。日野町から選手が出場されていることは、大変うれしい限りでございます。

さて、議員の皆様には、提案いたしました平成29年度予算案など議案26件につきまして、慎重なご審議をいただき、全議案、原案どおり可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今議会で可決いただきましたことを受けまして、平成29年度に日野町で実施いたします事業は、国の平成28年度補正予算を活用した事業と平成29年度予算に係る事業を一体として取り組んでまいりたいと考えております。

まず、子育て支援をさらに充実させるため、子育て窓口の一本化を図ることとし、子ども支援課を創設し、幼稚園と保育園の事務などを統合して行うことといたします。また、待機児童の解消を図ることなど、認定こども園を設置するとともに、第2わらべ園の定数拡大、必佐幼稚園での緊急預かり保育を実施してまいりたいと考えております。

また、学童保育所ヒノキオの増築を行うための園舎の設計、用地取得も進めます。さらにファミリーサポートセンターの充実を図ってまいりたいと考えております。

教育環境の整備につきましては、日野中学校グラウンド整備、日野小学校給食棟の建築、小学校教育コンピューターの更新を行うとともに、小学校における英語の教科化に対応するため、英語の助手についても配置をしてまいります。また、西大路幼稚園で3歳児保育を実施することとし、これで全幼稚園での3歳児保育を実施することとなります。

福祉の分野におきましては、障害児早期療育事業「くれよん」の機能強化、障害者外出支援事業の充実、臨時福祉給付金等給付事業を実施してまいります。

また、わたむきの里福祉会において実施をいただく、強度行動障がいの方の共同作業所の整備、グループホームの運営、さらには、農作業班の拠点整備、障がい児学童の毎日の開所などの実施に対して支援をしてまいりたいと思っております。

公共事業の分野におきましても、社会資本整備事業により、引き続き大窪内池線側溝改良事業、西大路鎌掛線道路改良事業を進めます。また、農山漁村地域整備交付金事業を活用することにより、山本地先の農道整備を進めてまいります。さらに、市街地を中心とした雨水排水事業にも着工をすることといたします。

また、町の活性化を図るために、引き続き日野駅再生プロジェクトを進めることといたします。さらに、北山茶の振興を役割とする地域おこし協力隊を募集し、振興に努めたいと考えております。また、取り組んでおりますJAが行う日野菜加工施設の整備についても、引き続き支援をしてまいります。

なお、西大路の市街化区域住宅地整備検討事業をさらに進めるとともに、空き家登録制度や空き地登録制度の推進に努めてまいります。また、田舎体験事業をはじめ、都市農村交流に力を入れたいと考えております。

地方創生が言われ3年になりますが、少子化、高齢化、人口減少社会への対応は、この町においても大切な課題であり、基本的な行政施策を充実させるとともに、魅力と活気のあるまちをつくり、定住移住対策に取り組み、住み続けたい町、住んでみたい町へさらに磨きをかけていかなければならないと考えております。

さて、国会では、森友学園への国有地売却をめぐる議論が行われております。行政執行は公平公正でなければならず、事の経過の解明が求められております。

また、南スーダンへ派遣されているPKO部隊が撤収することになりましたが、現地の状況をめぐって戦闘行為が武力衝突と言いかえられたり、日報の存在が隠されたり、シビリアンコントロールが揺らいでいるのではないかとの懸念もございます。

また、テロ等準備罪が閣議決定されましたが、弁護士会をはじめ、広範な団体から、戦前の治安維持法を想起させるものではないかと、強い批判の声が上がっているところでございます。

今年は、日本国憲法が施行され70年の年に当たります。二度と戦争をしないと誓い、日本国憲法のもとで自由と平和を愛する民主主義国家として歩んできた歴史を踏み外してはなりません。「国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と憲法12条にあります。憲法の全ての条項を実践するために力を合わせたいと思います。

さて、3月は別れの季節でございます。日野中学校をはじめ、各小学校、幼稚園、保育園で卒業式が行われました。いずれもすばらしい感動的なものとなったところでございます。引き続き、家庭、地域と学校・園、そして行政が力を合わせ、子どもたちの健やかな成長のために努力をしなければならぬと心に刻んだところでございます。議員各位におかれましても、引き続きご支援をお願いする次第でございます。

本議会は閉じるわけでございますが、議員各位におかれましては、年度末、年度初めを控え、公私ともご多用のこととは存じますが、健康には十分ご留意いただきまして、各方面においてますますご活躍をいただきますことを祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る3月1日から本日まで、平成29年度日野町一般会計予算をはじめ、数多くの諸案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

平成28年度もあとわずかとなってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完了に向け、適切な処理をお願いをするとともに、平成29年度の各会計予算および事務事業の執行についても万全を期して遂行されることを心からお願いを申し上げます。

草木のつぼみも膨らみ初め、春の兆しを感じられるようになってまいりました。4月になれば、学校の入学式、社会での就職、新しい門出となります。議員各位におかれましても、十分ご自愛いただきながら、心身ともに新たな感覚で町政発展の、また、住民福祉の向上のためにご奮闘いただくよう心からお願いを申し上げまして、これを持ちまして平成29年第1回日野町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

— 閉会 12時13分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 山田 人志

署名議員 富田 幸